

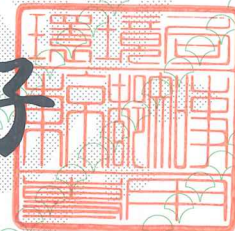
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区鹿骨四丁目8番12号
氏名 有限会社クロダ
代表取締役 黒田 晴江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和6年6月1日

許可の有効年月日 令和11年5月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上8種類)

(3) 積替え保管ができる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)(以上8種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面)

施設所在地:(1)東京都足立区入谷五丁目2番19号(積替保管施設)

(2)東京都足立区入谷五丁目2番19号(リサイクルセンター)

3 許可の条件

(1)積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2)積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4)積替え保管は都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和63年6月1日 新規許可

令和6年6月1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)



2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷五丁目2番19号（リサイクルセンター）

面積：1,192 m² 最大保管高さ 1.5 m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油、廃プラスチック類 (廃塗料に限る。)	一斗缶 105個	1.89 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず ・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光 ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ 1個	8.2 m ³
	保管量合計	10.09 m ³

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷五丁目2番19号（積替保管施設）

面積：509 m² 最大保管高さ 1.5 m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ 1個	8.2 m ³
紙くず	コンテナ 1個	8.2 m ³
木くず	コンテナ 1個	8.2 m ³
繊維くず	コンテナ 1個	8.2 m ³
金属くず	コンテナ 1個	8.2 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	直置き	9.6 m ³
がれき類	直置き	5.0 m ³
	保管量合計	55.6 m ³

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。